

## TMEIC グループ人権方針

TMEIC グループは企業理念に「産業システムインテグレータとして、お客様との信頼関係を築き、グローバル社会の持続的な発展に貢献する」ことを掲げています。

企業理念の実現に向けて事業活動を展開するにあたり、TMEIC グループは、企業に求められる社会的責任として人権を尊重し、従業員を含むあらゆるステークホルダーの人権尊重に向けた取り組みを推進します。

1. TMEIC グループは、本方針に基づき、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言」に定める人権を尊重し、差別の撤廃、児童労働・強制労働の禁止、労働関係法令の遵守、安全で健康的な職場環境の整備等、人権を尊重した事業活動に取り組むことを宣言します。また、TMEIC グループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権尊重の取り組みを事業活動の一部に組み込みます。

2. TMEIC グループは、事業を行う各国・地域の法令を遵守します。万一、人権に関する国際規範と事業を行う国・地域の法令が矛盾する場合は、人権に関する国際規範を尊重する方法を追求します。

3. TMEIC グループは、グループのすべての役員・従業員が本方針に基づき人権を尊重するよう努めます。また、資材調達先などのサプライヤーやビジネスパートナーに対しても、人権を尊重するよう求めます。

4. TMEIC グループは、人権デュー・ディリジェンスの取り組みを通じて、グループの事業活動において生じる人権に対する負の影響を特定し、負の影響の防止、軽減を図ります。また、グループ内外の通報窓口の運用等を通じて、TMEIC グループの事業活動が人権への負の影響を引き起こしたり、助長したりするリスクを速やかに把握し、これらのリスクが顕在化した場合には、適切な救済措置を講じるよう努めます。

5. TMEIC グループは、グループの人権課題について、関連するステークホルダーとの対話を行い、人権尊重の取り組みを深化させ、必要に応じて本方針の改定を行います。

6. TMEIC グループは、役員・従業員が本方針を理解し、各々の事業活動で実践することができるよう、適切な啓発活動を実施します。

7. TMEIC グループは、人権尊重に関する取り組み状況を適切に情報開示します。

制定日：2023年2月27日